

指定避難所と指定緊急避難場所

①指定避難所とは

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、
または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

②指定緊急避難場所とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

③指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができる。

施設名	所在地	延床（有効） 面積(m ²)	構造	災害態様別		
				風水害	地震	富士山噴火
生涯学習センター	阿多野 130	2, 587	鉄骨鉄筋コンクリート	○	○	○
健康福祉会館	小山 75-7	3, 377	鉄筋コンクリート	○	○	○
小山中学校	藤曲 142	7, 300	鉄筋コンクリート	○	○	○
成美小学校	藤曲 150	5, 756	鉄骨造	○	○	○
明倫小学校	菅沼 627	2, 773	鉄骨造	○	○	○
足柄小学校	竹之下 2411-1	1, 953	鉄骨造	○	○	○
北郷中学校	用沢 355	5, 539	鉄骨造	○	○	-
北郷小学校	用沢 604-1	4, 864	鉄骨造	○	○	-
須走中学校	須走 99-1	3, 398	鉄骨造	○	○	-
須走小学校	須走 70-18	4, 056	鉄骨造	○	○	-
県立小山高校	竹之下 369	2, 774	鉄骨鉄筋コンクリート	○	○	○
すがぬまこども園※1	菅沼 1074-1	1, 798	木造（一部鉄骨）	○	○	-
須走総合グラウンド※2	須走 347	(25, 561)	—	○	○	-

※1 すがぬまこども園は、多目的ルームを避難スペースとする。

※2 須走総合グラウンドは、指定緊急避難場所のみ。その他の施設は指定避難所を兼ねるものとする。